

別紙

諮問第1674号

答 申

1 審査会の結論

「消防活動総括表」及び「災害受付」を一部開示とした決定において非開示とした部分のうち、実施機関が処分を一部取り消し開示した部分を除くその他の部分については、非開示が妥当である。また、「熱中症に係る指導及び勧告事項についての文書」について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都〇〇区〇〇地内で〇年〇月〇日～〇日に開催されたイベント〇〇会場内において、熱中症等受傷者発生事案にかかる一切の情報（通報及び出場記録、当該イベント主催者、関係者、受傷者等の聞き取り記録や指導及び勧告事項等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和4年10月14日付けで行った別表に掲げる本件一部開示決定1及び2並びに本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、令和5年11月16日に本件一部開示決定2を一部取り消し、本件対象公文書2のうち、「関係機関」欄の応援隊名に係る記載部分及び「概要」欄の非開示とした部分のうち発生場所等に係る記載部分を開示したが、その他の処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年1月12日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年11月29日に実施機関から理由説明書を、令和6年1月22日に審

査請求人から意見書を収受し、令和5年12月18日（第216回第三部会）から令和6年4月24日（第219回第三部会）まで、4回の審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関の活動に係る法令等について

（ア）消防法

消防法（昭和23年法律第186号）1条では、火災から国民の生命、身体及び財産を保護することを規定するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することをその目的として規定している。

そして同法2条9号では、災害により生じた事故又は屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故等による傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして応急の手当を行うことを含む。）を「救急業務」と規定している。

（イ）救急業務等に関する条例

東京消防庁消防総監の救急業務を規定するものとして、消防法の他に救急業務等に関する条例（昭和48年東京都条例56号）がある。

同条例1条では、東京消防庁の職務として、一部の市を除く都内の区域において、「救急業務及びこれに関連する業務並びに救助業務」を適正かつ円滑に実施することにより、都民の生命及び身体の保護に寄与することを目的に掲げている。

同条例2条2項において、「救急業務に関連する業務」として救急業務における緊急性の判断に関し、必要な指導及び助言を行うこと、傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術を普及すること、救急業務の対象となる都民生活において生ずる事故を予防するため、必要に応じて、事故の状況等についての確認、

事故に関係のある者に対する当該事故の状況等の通知、意識の啓発等を行うことを挙げている。

また、同条例 3 条において、事故等により生命又は身体に危険を生じ、緊急に救助する必要がある者を救助する業務を「救助業務」と規定している。

イ 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件一部開示決定に係る対象公文書は、都内の特定のイベントにおいて複数の熱中症患者が発生した際に、実施機関の職員が出動した際の活動記録である（以下、当該事案を「本事案」という。）。実施機関は、開示請求受付時に審査請求人と協議の上、別表記載の消防活動総括表（以下「本件対象公文書 1」という。）及び災害受付（以下「本件対象公文書 2」という。）を特定したとのことである。

また、本件開示請求に係る「熱中症に係る指導及び勧告事項についての文書」（以下「本件請求文書」という。）について、実施機関は、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件一部開示決定 1 の妥当性について

本件対象公文書 1 の消防活動総括表については、東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年 3 月26日付警防部長依命通達。以下「事務処理要綱」という。）第34にその作成根拠があり、職員は消防活動に従事した場合は消防活動記録を作成するものとされており、事務処理要綱別記24において、火災、救助業務、危険排除業務等の種別に応じて作成すべき文書が定められている。このうち、消防活動総括表はその 1（別記様式第35号）及びその 2（別記様式第36号）から構成され、事案の発生場所を管轄する消防署長が作成するものとされている。

審査会が確認したところ、本件対象公文書 1 のうち本件非開示情報 1 は、「管理情報等」欄に係る責任者の氏名、年齢、性別及び職業であり、本件非開示情報 2 は、「管理情報等」欄に係る通報者の区分、性別及び火点までの距離並びに「救助状況」欄の傷病者数の内訳並びに「備考」欄に記載された熱中症を発症した者に係る記載である。これらはいずれも特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

審査請求人は、一部報道において発表された内容があるため、当該部分に関しては同号ただし書イに該当し、また、同種事案を防止するため同号ただし書ロにより開示して検証すべき旨主張する。

審査会が確認したところ、実施機関において本事案に関して報道発表した事実はないとのことであり、一部報道機関の取材により本事案の内容が報道された事実があるとしても、報道された内容と本件非開示情報 1 及び 2 が必ずしも一致するものではなく、また、報道で明らかにされた部分があることをもって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めることは適切でない。さらに、本件非開示情報 1 及び 2 は個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないので、同号ただし書ロには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 及び 2 は、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件一部開示決定 2 の妥当性について

本件対象公文書 2 の「災害受付」とは、指令管制手引き（平成 29 年 3 月 14 日付 28 警総第 572 号室長通知）別記様式第 10 号に定めるもので、119 番通報が入電した際に、指令担当者が通報者から聴取した内容や派遣する部隊名等を電子端末に手書きで入力するものを指すとのことである。その記載内容は、種別、場所・目標、概要、備考、覚知等、受付号台、扱者及び関係機関の各欄から構成され、これらのうち場所・目標欄については、事案の発生場所のほか、通報者の電話番号、氏名、性別等を記載する箇所がある。実施機関は、令和 5 年 11 月 16 日付一部開示決定において、本件一部開示決定 2 の一部を取り消し、本件非開示情報 4 の概要欄の一部に記載された発生場所等に係る記載部分及び関係機関欄の応援隊名に係る記載部分を開示する内容の処分変更を行っているため、審査会は、当該処分変更後も引き続き非開示とされた部分についてのみ審議することとする。

審査会が確認したところ、本件対象公文書 2 のうち、本件非開示情報 3 は、本事案に係る 119 番通報者の氏名、電話番号及び性別である。また、本件非開示情報 4 のうち、実施機関の処分変更後も引き続き非開示とされた部分は、熱中症を発症した者に係る記載である。これらの情報は、いずれも特定の個人を識別することができ

るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため、条例7条2号本文に該当し、前記ウで述べたのと同様に、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報5について、実施機関の説明によると、本事案の119番通報を受理した非管理職職員の氏名とのことであり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものである。

実施機関では、管理職である職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報5は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報5については、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、本件非開示情報6は本事案の現場に派遣された応援隊名に係る記載部分であり、本来それ自体には非開示とすべき理由はなく開示されるべきものである。しかし、実施機関は、本件非開示情報6が本件非開示情報3及び4などに重なって記載されており、これを開示すると非開示情報たる通報者の氏名が開示されてしまうため、原処分において非開示情報としたとのことである。このように非開示情報に重なり合う、本来開示されるべき情報がある場合、開示されるべき情報を非開示情報として挙げる必要はなく、審査会として本件非開示情報6の非開示妥当性については判断しない。

オ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は実施機関がイベント主催者に対して、熱中症に係る指導・勧告をしていると一部報道で明らかになっているのだから本件請求文書は存在する旨主張する。

実施機関によると、本事案の現場においては、次々に熱中症患者が発生し、多数の救急隊を応援要請しているほか、災害用の特殊救急車も出動して救護に当たっており、現場の大隊長及び指揮担当の職員は緊急避難的措置として、イベント主催者に対し、熱中症対策を講じることを検討するよう申し入れるとともに、かかる対策

が講じられないのであればイベントを中止することなどの提案を口頭で行ったが、本件請求文書は作成及び交付しておらず存在しないと説明する。

審査会が検討したところ、実施機関は前記アの法令等に定められた職務を実践し、現場において更なる熱中症患者の発生を防止するため、イベント主催者に対して必要な提案をしたものと認められ、当該行為は東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号。以下「行政手続条例」という。）2条6号に定める行政指導に当たると認められる。

実施機関は、本事案に係る行政指導について、イベント主催者に対し必要な指導、助言を口頭で行ったのみであり、当該行政指導に対して、相手方から書面の交付を求められていない旨説明する。

行政手続条例33条3項では、行政指導が口頭で行われた場合において、相手方から書面の交付を求められた場合は行政上特別の支障がない限り書面を交付しなければならないと定められているところ、実施機関の口頭による行政指導に対する書面請求については、行政手続条例3条において、適用が除外されており、行政指導に係る文書を作成、交付する必要はないと認められる。

したがって、本件請求文書を作成及び交付していないため存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は見受けられず、他に文書の存在をうかがわせる特段の事情は認められないことから、本件請求文書に関し、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

カ 付言

実施機関は、本件開示請求に係る文書の特定に関して、開示請求時に審査請求人と口頭で協議した結果、対象とするのは本件対象公文書1及び2並びに本件請求文書だけとしたと説明する。しかし、当該協議に関して何ら記録を残しておらず、本件開示請求の「熱中症等受傷者発生事案にかかる一切の情報」との記載に対して、文書の特定が十分であったのか、今となっては検証できない。

開示請求に係る補正や請求の趣旨確認については、後の紛議に備えて文書で記録しておくことが望ましく、それらの記録を確認することで審査請求人の開示請求の趣旨や原処分の妥当性も適切に判断できることから、実施機関にあっては、今後、開示請求に係る補正、確認行為を実施するに当たっては、文書に記録し保管するな

ど適切に対応すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件一部開示決定 1					
	本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
1	令和○年○月○日○時○分に覚知した東京都○区○○丁目○番の出場に係る消防活動総括表	1	「管理情報等」欄の責任者の氏名、年齢、性別及び職業	条例 7 条 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	
		2	「管理情報等」欄の通報者の区分、性別及び火点までの距離並びに「救助状況」欄及び「備考」欄の非開示とした部分	条例 7 条 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
本件一部開示決定 2					
	本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
2	令和○年○月○日○時○分覚知、東京都○○区○○丁目○番に出場した救助活動に係る通報の災害受付	3	「場所・目標」欄の通報者の電話番号、氏名及び性別	条例 7 条 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	
		4	「概要」欄の非開示とした部分	条例 7 条 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
		5	「扱者」欄の職員氏名	条例 7 条 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもので	

					あるため。
			6	全体の応援隊名	この情報は、非開示情報ではないが、通報者の氏名と重なっている部分があるため、開示することにより特定の個人を識別することができる情報を開示することになるため非開示とする。
本件非開示決定					
	本件請求文書		非開示理由		
	熱中症に係る指導及び勧告事項についての文書		当該公文書は、実施機関では作成及び交付しておらず、存在しない。		